

第5回 城陽市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成 27 年 3 月 11 日（水） 19：00～20：30

場 所：城陽市役所 2 階 第 1 会議室

出席者：委員 12 名

（安藤会長、久保副会長、浅井委員、朝山委員、石田委員、井上委員、中岡委員、藤寄委員、森委員、初山委員、安森委員、山下委員）

事務局 12 名

業者（地域社会研究所） 2 名

計 26 名

資 料：次第

- ・資料 1 城陽市子ども・子育て支援事業計画～最終案～
- ・資料 2 第 4 回城陽市子ども・子育て会議でのご意見等への対応について
- ・資料 3 子ども・子育て支援新制度における公立幼稚園保育料について
- ・資料 4 子ども・子育て支援新制度における保育所保育料について
- ・資料 5 第 4 回城陽市子ども・子育て会議 会議録

1. 開会

●事務局

定刻となりましたので、第 5 回城陽市子ども・子育て会議を開会します。皆様、本日はご多忙の中、また夜分お疲れのところご出席いただき、誠にありがとうございます。

子ども・子育て会議も第 5 回目を迎え、いよいよ本市の子ども・子育て支援事業計画も最終案をお示しすることになりました。委員の皆様には、本日も活発なご議論をよろしく願います。

2. 議事「子ども・子育て支援事業計画～最終案～について」

●事務局

次第に基づき議事に移ります。以降は、安藤会長の進行でお願いいたします。

●安藤会長

議事「子ども・子育て支援事業計画～最終案～について」を事務局より説明をお願いします。

●事務局

資料 1「城陽市子ども・子育て支援事業計画～最終案～」と資料 2「第 4 回城陽市子ども・

子育て会議でのご意見等への対応について」をご覧ください。

—資料1、資料2について説明—

以上です。

●安藤会長

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等ありませんか。

●石田委員

大変立派な計画案に仕上がったと思いますが、今後の計画の推進体制はどうなっていますか。第6章が計画の推進体制に関する内容となっていますが、極めてアカデミックで技法的な表現になってしまっている印象を受けます。抽象的な計画内容で、平成27年4月よりスムーズに新制度に移行していけるのか心配です。

●事務局

推進体制については抽象的な内容になっていますが、関係団体や広報等を通じて新制度を周知し、施策を推進していきます。また、企業に対してもワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、商工会議所との連携を図りながら取組みを推進していきます。

●石田委員

良い計画になっていると思います。着実に施策を展開していくために、具体的な推進体制についてどのようにお考えでしょうか。PDCAサイクルの「DO（実行）」の部分を具体化していかないと、絵に描いた餅になるおそれがあります。一部の人だけでなく、市民全体に計画内容を伝える必要があると思います。

●事務局

子ども・子育て支援事業計画は5か年の計画であり、計画初年度からスムーズに推進していくことは困難かもしれませんが、関係団体や機関と連携を図り話し合いを重ねながら、具体的な施策を展開していきます。

また、第4章には学校教育・保育の量の見込みや確保の内容を掲載しています。提供体制の確保に向けて関係各課と連携しながら計画を推進していくとともに、計画の進行管理、取組みの点検・評価を行います。

なお、平成27年から平成31年を計画期間としていますが、最終年度までに事業が実施できれば良いということではなく、早期の実現を目指します。

●石田委員

新制度の開始に伴い、保育の必要性の認定作業が始まりますし、保育料の問題も出てきますね。また、利用者にとっては認定こども園についてもまだまだわからないことがたくさんありますが、新制度はスタートしようとしています。新制度について保護者にはどの程度周知されているのでしょうか。間もなく新制度が始まろうとしている時期に、推進体制について抽象的な内容で留まってしまっていて良いのだろうかという不安を感じています。スピードを上げて計画策定に取り組んでいかないと、新制度の理解を得ることが難しくなるのではないのでしょうか。

●事務局

新制度への移行に伴い、いろいろな仕組みが作られます。平成 27 年度の入所については現在作業を進めているところです。また、保育時間の標準時間、短時間の認定につきましても、私立保育園とも協議しながら具体化に向けた取組みを進めています。保育料につきましても、この後報告いたします。

また、意向調査の結果、現時点では認定こども園へ移行される幼稚園はありませんが、今後認定こども園へ移行するという幼稚園がある場合には具体的に協議いたします。

●石田委員

計画の策定にあたっては、推進体制をしっかりと築き、事業者、保護者、企業にとっても広く子育てをする体制を整える必要がありますが、計画には推進体制について十分記載されていないように感じます。国や府の方針の提示が遅れたという事情もありますが、新制度についてきめ細かに周知していかないと、混乱が生じる可能性があります。

●浅井委員

現在、京都府内の幼稚園では 2 園が認定こども園へ移行する予定があり、152 園は現行のまま運営を続ける予定です。一方、大阪府や神奈川県では認定こども園が増えており、国も認定こども園への移行を推進しています。消費税の 10%増税により、今後の動向によっては幼稚園の運営体制も変わる可能性があります。城陽市内の幼稚園も現時点では認定こども園に移行しませんが、認定こども園への移行を国がいつそう推進する場合には、移行も考えられます。

また、計画内容に関する意見ですが、公立保育園や幼稚園の記述に比べて、私立幼稚園の記述が少なく感じます。私立幼稚園ではこれまでも預かり保育等の取組みを推進してきましたが、私立幼稚園の取組みについては省略されていることが多い様に感じます。私立幼稚園の取組みについても記述していただけるとありがたいと思います。

私立幼稚園も 1 号認定が必要なのではないでしょうか。

●事務局

新制度に移行する私立幼稚園では1号認定が必要です。しかし、従来の私学助成を受けられる幼稚園では1号認定は必要ありません。

●浅井委員

認定こども園になると1号認定は必要ですか。幼稚園型の場合はどうなりますか。事業所もその辺りをきっちり把握しておかないと、保護者も混乱してしまいます。

●事務局

新制度へ移行してこない幼稚園型の場合、認定は不要ですが、新制度に移行してくる幼稚園型や幼保連携型の場合は認定が必要です。

●安藤会長

P D C Aサイクルのうちの「CHECK (点検・評価)」はどのような体制で行われますか。

●事務局

子ども・子育て会議において、年1回計画の推進状況を報告し、点検・評価をしていただきます。平成27年度の推進状況の報告は平成27年度末を予定しており、その際には意見を頂戴したいと考えています。

●安藤会長

見込量や確保方策が数値化されているので、推進状況の点検・評価はしやすいと思います。これまで提供体制が数値化されことはなく、「善処します」とか「取り組みます」といった文章に留まってきました。しかし、子ども・子育て支援事業計画ではようやく取り組みが数値化され、子ども・子育て会議において推進状況を確認することができます。計画を作って終わりにするのではなく、しっかりと点検・評価していくことも大事ですね。認定こども園につきましては流動的な側面もあり、状況の変化に応じて計画を確認していくことが大切です。将来を見据えて計画内容を検討してきましたが、今後修正を行う必要も出てくるかもしれません。点検・評価の際には委員の皆様から前向きな意見を頂戴したいと思います。

●井上委員

利用者側としては、認定こども園の必要性がわかりません。城陽市では保育園も十分に整備されていますし、幼稚園を認定こども園化する必要があるのでしょうか。

また、浅井委員が指摘されたように、幼稚園の記述が少ない印象を受けます。働かずに子どもを育てることを選択した保護者への支援についてももう少し検討くださるとありがたい

と思います。幼稚園を利用する保護者の中には、働いていないために経済的に大変な思いをされている方もいます。幼稚園を利用したいと思っているのに、経済的な理由から子どもに十分な教育を受けさせられなくなる状況は悲しいですし、働いていなくてもしっかり子育てができるように支援をお願いします。

●浅井委員

京都府では、第3子の保育料無償化を検討していますね。

●事務局

現在、京都府全体で第3子の保育料無償化が検討されており、平成27年度から、18歳未満の子どもが3人いる場合、第3子の保育料が無償化される予定です。ただし、所得制限があるため全ての第3子が該当するということではありません。城陽市でも、第3子の保育料無償化を実施していく予定ですが、予算がまだ整っていないため、今後具体化を図ります。

●浅井委員

これまで、就園奨励費補助がありましたね。所得による差はありますが、以前に比べれば補助は増えています。幼稚園では、就労していても幼稚園を利用したいという保護者の方が、働きながら幼稚園を利用できるように、預かり保育や延長保育を実施してきました。しかし、そのような取組みはあまり知られていません。経済的支援は昔より充実してきたと感じています。

●中岡委員

経済的困窮が話題になっていますが、お金本位で子育ての在り方が決まってしまう状況を危惧しています。経済状況もたしかに重要な論点ですが、城陽市は自然が豊かですし、ここで子育てをして良かったと感じてもらえるように、お金だけでなく子どもの心や子育て環境にも配慮した事業を展開して欲しいと思います。心豊かな子育てが実現するように、よろしくをお願いします。

●山下委員

教育格差が話題になっていますね。所得格差が教育格差につながるとも言われています。国でも生活困窮者自立支援制度が開始されますし、計画内容に盛込まずとも、教育格差の是正に向けてどのように取組んでいくのかということは検討が必要だろうと思います。

●安藤会長

現代社会は衣食住が揃っていても、変則的な食事をしている場合もありますし、絶対的貧

困だけが貧困であるとは言えない状況が生じています。また、普段ひとり親家庭の課題が可視化されることはありませんが、何か事件等が起こった場合には、ひとり親家庭であることが原因であると考えられがちです。子ども・子育て会議では、課題のある家庭に目を向ける視野も必要ですし、課題のある環境で育つ子どもを見つけ出すためには民生委員・児童委員等との横のつながりを活用しなければ、なかなか可視化することができません。親が子どもをみることができないとき、その子どもたちの育ちをどのように見守っていくのかということも、計画の点検・評価を行う際に考えられると良いですね。

その他にご意見、ご質問等ありませんか。

—質疑なし—次第2は以上です。

3. 報告「子ども・子育て支援新制度における保育料について」

●安藤会長

報告「子ども・子育て支援新制度における保育料について」を事務局より説明をお願いします。

●事務局

資料3「子ども・子育て支援新制度における公立幼稚園保育料について」と資料4「子ども・子育て支援新制度における保育所保育料について」をご覧ください。

—資料3、資料4について説明—

以上です。

●安藤会長

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等ありませんか。

●浅井委員

資料3に「国の幼稚園教育無償化に向けた取組みの一環として」とありますが、無償化はいつ決まったのでしょうか。10%の消費税が導入されなければ無償化はできないのに、幼稚園教育の無償化を根拠に4月から新たな保育料が設定されるのでしょうか。就学前の5歳児については消費税が10%となった後に保育料を無償化するという話もありますが、まだ決定されていません。府も第3子の保育料無償化を進めているところですが、国の制度としては整備されていません。

●事務局

本市の第3子の保育料無償化については3月議会で提案します。該当する方には補助という形で支援を考えています。財源は府と市が1/2ずつ負担することを検討しています。

また、府より「平成 27 年度における特定教育・保育施設の利用者負担額月額」という資料が提供されています。資料によりますと、幼稚園の保育料無償化に向けた取組みでは、低所得世帯への支援として 1 号認定の第 2 階層の保育料については 9,100 円から 3,000 円へいっそうの軽減を図り、平成 27 年 4 月から施行するとされています。

●浅井委員

ただ今の説明は認定こども園に関する内容ではないでしょうか。現時点では城陽市では認定こども園は設置されないのではないのでしょうか。

●事務局

公立幼稚園の利用を希望する場合は 1 号認定となります。資料に基づき改定後は非課税世帯については 3,000 円の保育料を提案しています。

●浅井委員

多子軽減について、「最年長の子どもから順に 2 人目は保育料を半額、3 人目以降を無料とする」というのは何に基づいているのでしょうか。事業者には情報が伝わってきません。

●事務局

非課税世帯の第 2 子は 25/30 の減額で 1,666 円、第 3 子は 29/30 の減額で 333 円という保育料は現在も適用しています。新制度では、本市の公立幼稚園では、3 歳から小学 3 年生までの第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降を無償化する内容へと保育料を改定します。府もまだ第 3 子の保育料無償化を開始していませんが、現時点では資料 3 に記載している内容へ改定することを検討しており、これまでの一律の保育料から世帯の所得に応じた応能負担による保育料になります。

●浅井委員

資料 3 の内容は 3 月議会で提案されるのでしょうか。事業者側としては、議決されなければ保育料の無償化について保護者に説明することができません。国の幼児教育無償化はまだ決定事項ではないので、この改定内容で大丈夫なのかと思いました。

●事務局

保育料の無償化はまだ決まっていますが、現時点は第 3 子の無償化については資料 3 のとおりです。

●浅井委員

多子軽減の対象は小学3年までの児童・幼児となっていますが、18歳以下に変更になりますか。

●事務局

府の制度に応じた対象になるかと思えます。制度の具体化を待つて改めて提案することになると思えます。

●朝山委員

保育料については、資料3の内容で確定と思って良いのでしょうか。

●事務局

議決されるまでは予定ですが、決定すれば保護者にも連絡します。

●安藤会長

その他にご意見、ご質問等ありませんか。

—質疑なし—

それでは、報告は以上です。

4. その他

●安藤会長

その他、報告事項等ありますか。

—報告事項等なし—

それでは、事務局に司会をお返しします。

5. 閉会

●事務局

安藤会長ありがとうございました。本日の議題は以上です。

本日お示した事業計画（最終案）に対して頂戴した意見を踏まえて、本市の子ども・子育て支援事業計画を決定いたします。細かな文言修正等については、事務局で最終確認を行いますので、その了解については、会長にご一任いただきますようよろしくお願いいたします。最終決定した事業計画については、追って委員の皆様にも送付させていただきます。

なお、次回以降の会議の内容及び開催日につきましては未定ですが、当該計画の進捗状況のご報告が中心になると考えています。委員の皆様は任期は平成28年3月26日までですが、新年度になり現職を辞められる等の理由により、委員を辞される場合は、当該団体、組織よ

り新しい委員をご推薦いただきますようお願いいたします。該当される方につきましては、お手数ですが事務局までお申し出ください。

次回以降の開催は、事務局から日程を調整のうえご連絡差し上げますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

—閉会—